

令和 8 年 (2026年) 8 月

教育子育て委員協議会資料

学校教育部 教職員課

案件

「枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン（素案）」について

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和 7 年（2025年）6 月18日、文部科学省より「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられました。

本市教育委員会においても、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務できる職場環境を整えることで、子どもたちにより良い教育を実現することをめざし、働き方改革推進プランの策定・公表に向け、これまで関係各所と連携をし、協議を重ねてきました。

本市における学校の働き方改革のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、働き方改革推進プランの素

案として、基本方針、具体的な取組の重点、成果指標等について整理し、まとめましたので、お示しするものです。

2. 内容

本計画は、国の示す方向性を踏まえつつ、本市のこれまでの取組や学校現場の実態を踏まえ、働き方改革を総合的に推進する観点から整理し、まとめるものです。

具体的には、「教職員が働きやすい職場環境づくり（量的改善）」と「教職員が働きがいを感じる職場環境づくり（質的改善）」を重点とし、学校における業務改善に関する取組、学校における教職員の健康の増進及び福祉の向上に関する取組、教育委員会における「学校と教師の業務の3分類（文部科学省）」（学校以外が担うべき業務・教師以外が積極的に参画すべき業務・教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務）を踏まえた業務の見直しについて、整理を行います。

3. 計画期間

令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間

4. 策定の進め方

文部科学省が示す方針や、教育行政学の有識者や精神科医等の知見を踏まえ、庁内協議を経て案を作成します。また、パブリックコメントの結果や議会、総合教育会議等のご意見を踏まえ、プランを策定します。

5. スケジュール（予定）

令和8年8月	教育子育て委員協議会：プラン（素案）について
9月	パブリックコメント
11月	教育子育て委員協議会：プラン（案）について
	総合教育会議
12月	教育委員会定例会：策定

6. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



7. 関係法令・条例等

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律
- ・ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針
- ・ 学校教育法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ こども基本法
- ・ 枚方市総合計画
- ・ 枚方市教育大綱
- ・ 枚方市教育振興基本計画
- ・ 枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
- ・ 大阪府教育委員会特定事業主行動計画
- ・ 枚方市特定事業主行動計画

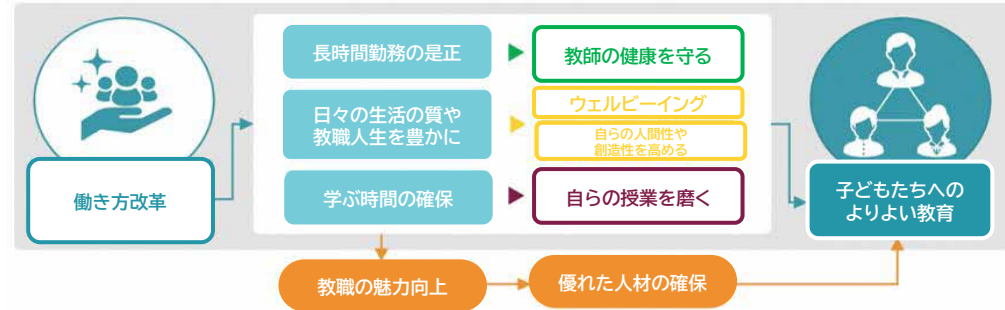
枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン

～教職員が元気な学校は、子どもたちも元気な学校～

概要版

策定の趣旨

教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務できる職場環境を整え、教育にかける教職員の理想や思いが十分に子どもたちへと還元される状態を作り出すこと等により、子どもたちへのより良い教育の実現をめざす



学校現場の実態と課題

実態①	☐ 時間外勤務の平均が約3割縮減	実態③	☐ 管理職のマネジメント
	☐ 時間外勤務の校種間の差		☐ 組織的な取組
	☐ 過労死ライン超が2.3%		
実態②	☐ 労働安全衛生の意識向上	実態④	☐ 市内全校が目的を共有
	☐ 高ストレス者が約15%		☐ 子どもの安全安心な学校生活
			☐ 教職員の働きがい

取組の重点・視点と成果指標

重点1 教職員が働きやすい職場環境づくり（量的改善）

視点①	視点②	視点③
業務の削減・分業化・協業化	業務の効率化・合理化	時間の意識化・有効化
業務を削る、専門ごとに切り分ける、複数で連携する	業務のあり方を見直し、時間・労力対効果を高める	限られた時間の使い方を自覚し、価値ある成果につなげる

時間外勤務の縮減

1か月の時間外勤務の平均時間 小中学校共に	1か月の時間外勤務が45時間を超える教職員の割合	1年間の時間外勤務が360時間を超える教職員の割合
30時間未満	0%	0%
R7年度 小：23.0h 中：34.4h	R7年度 小：33.5% 中：58.9%	R7年度 小：28.8% 中：49.7%

ワークライフバランスの充実

年次有給休暇の年間取得日数
16日以上
R7年度 小：17.1日 中：16.4日

重点2 教職員が働きがいを感じる職場環境づくり（質的改善）

視点①	視点②
心身の健康増進・労働安全衛生環境の改善	ワークエンゲージメント向上
心と体の活力を高め、安全で快適な職場環境を整える	仕事に誇りと活力を持ち、自発的かつ生き生きと没頭している状態を保つ

メンタルヘルスの向上

ストレスチェックの受検率	高ストレス者数の割合
95%以上	15%未満
R7年度 小：96.0% 中：93.7%	R7年度 15.3%

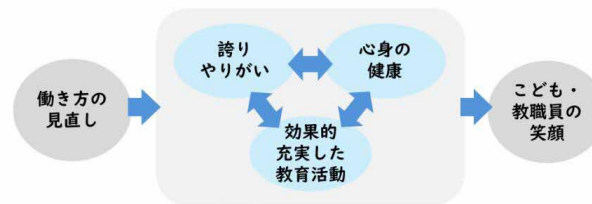
ワークエンゲージメントの向上

「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人に相談できる環境がある」の肯定的回答率	「働き方改革を進めることで意欲的に働き、自分の能力を高めることができた」の肯定的回答率
85%以上	80%以上
R7年度 79%	R7年度 68%

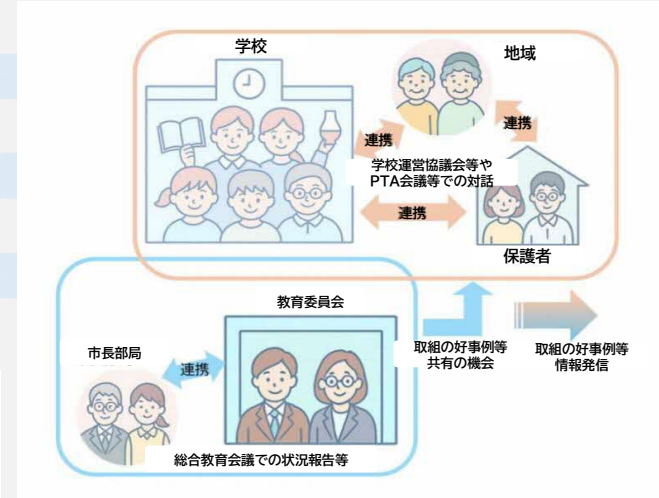
基本方針

めざす方向性

- 基本方向1**
教職員の労働時間の適正化及び一人ひとりの心身の健康保持の実現
- 基本方向2**
「学びの専門職」として学び続けることができる環境の実現
- 基本方向3**
教職員一人ひとりが誇りややりがいを持って勤務できる環境の実現



推進体制



計画期間：3年間
※令和9年度～令和11年度まで
（毎年度進捗を点検）。

取組内容（業務の3分類）

学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. 調査・統計等への回答
7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
10. 校舎の開錠・施錠
11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮
12. 校内清掃
13. 部活動

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. 給食の時間における対応
15. 授業準備
16. 学習評価や成績処理
17. 学校行事の準備・運営
18. 進路指導の準備
19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(素案)

枚方市立小中学校における 働き方改革推進プラン

～教職員が元気な学校は
子どもたちも元気な学校～

令和8年（2026年）●月

枚方市教育委員会

はじめに

予定

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

目次

1	プラン策定の趣旨と現状		1
2	働き方改革推進のための基本方針		8
3	計画期間		9
4	具体的な取組の重点・視点と成果指標		10
5	取組内容		12
6	教育委員会による進捗管理・取組支援		13

Ⅰ プラン策定の趣旨と現状

策定の趣旨

枚方市教育委員会は、文部科学省が示す、学校における働き方改革の目的を踏まえ、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務できる職場環境を整え、教育にかける教職員の理想や思いが十分に子どもたちへと還元される状態を作り出すこと等により、子どもたちへのより良い教育の実現をめざしています（図①）。

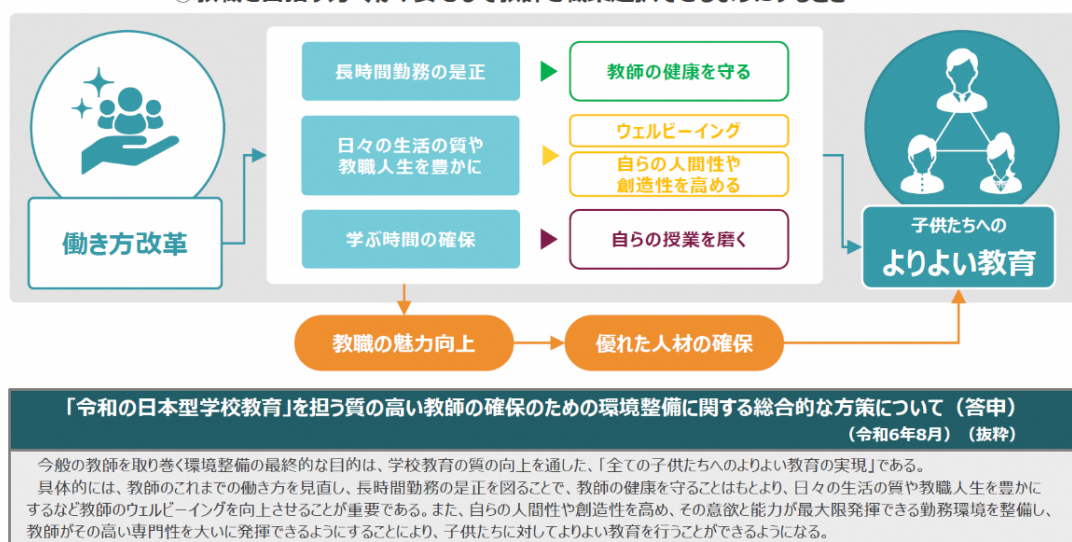
この度、これまでの本市の取組の成果を踏まえた上で、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、基本方針、具体的な取組の重点、評価指標等について整理を行い、現在の社会情勢や学校の実情に応じた取組を推進するために、「枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン」を策定します。

【図①】働き方改革の目的（文科省資料より）

学校における働き方改革の目的



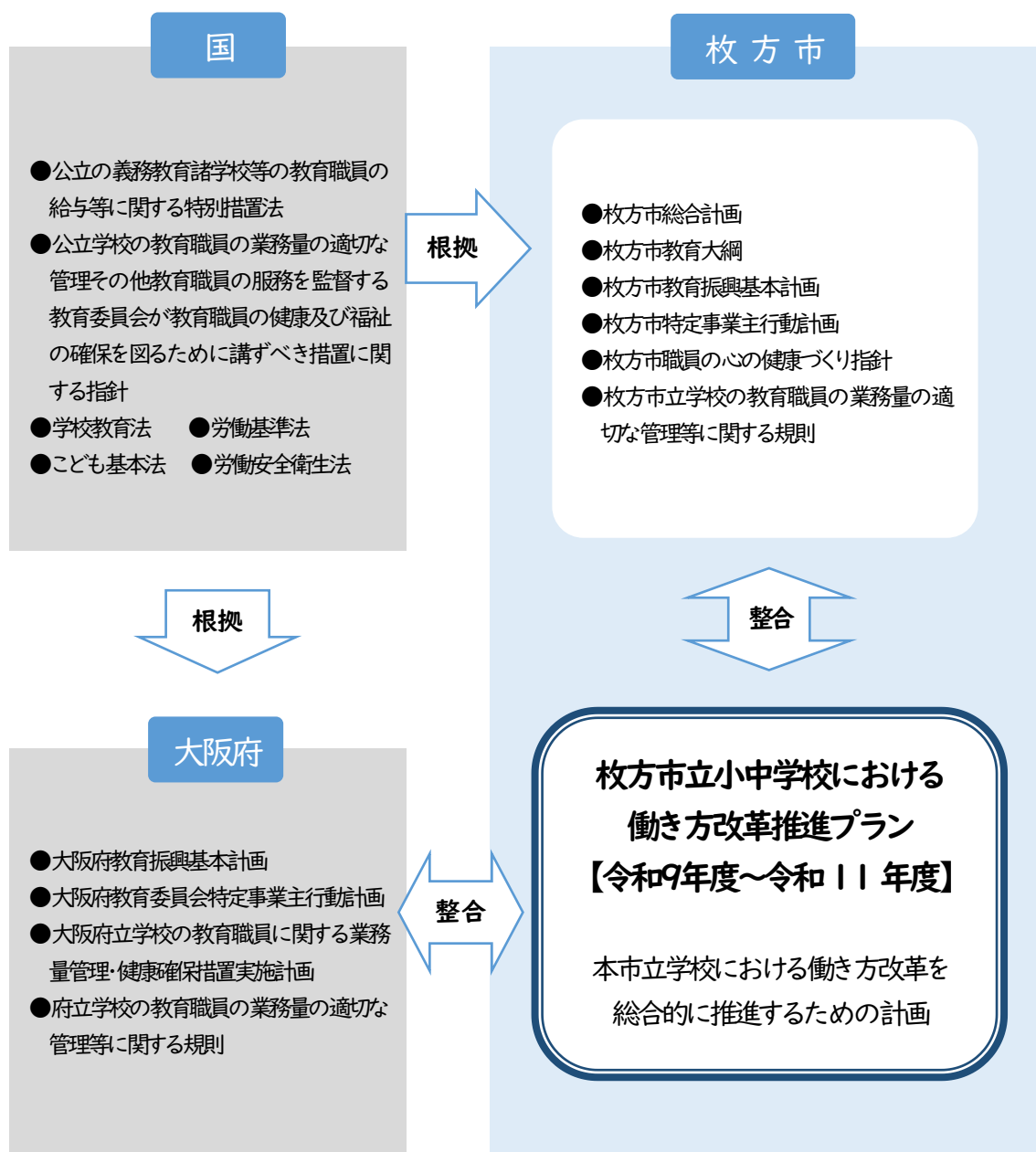
- 先生方が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備すること
- 教職を目指す方々が、安心して教師を職業選択できるようにすること



学習指導要領の実現（主体的・対話的で深い学び）

本プランは、国が示す関係法令や大阪府の諸計画等をはじめ、「枚方市総合計画」や「枚方市教育大綱」、「枚方市教育振興基本計画」やその他の関連計画等とも整合を図っています（図②）。

【図②】各種計画等の関連図



本市のこれまでの取組の経緯

本市立学校における働き方改革がめざす姿は「教職員が元気な学校は、子どもたちも元気な学校」です。本市では、教職員の時間外在校等時間※（以下「時間外勤務」という）の上限の原則とそれに伴う業務量の適切な管理に関する方針として、令和2年3月に「枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定めました。また、学校における働き方改革について、令和2年度からは業務改善推進校を中心に本格的に取り組んできました（図③）。

※時間外在校等時間とは、全体の勤務時間から正規の勤務時間と休憩や自主的な自己研鑽の時間を引いた、実質的な時間外勤務（残業）時間のことです。上限は1月あたり45時間と規定しています。

【図③】本市立学校における働き方改革のこれまでの経緯

業務改善推進校 10 校における研究・好事例発信	
令和元年度 ～ 令和4年度	・業務改善推進校 10 校における研究・全校への好事例発信 ・年間を通じて、オンラインと対面による好事例共有 ・教育委員会事務局による伴走型支援 ・ストレスチェックの有効活用 ・校長評価の目標設定に働き方改革の視点を追加
「笑顔の学校」プロジェクト スタート	
令和5年度	・業務改善推進校を 21 校に拡充 ・総合教育会議で方向性や取組について議論 ・労働安全衛生活動の研究開始
「笑顔の学校」プロジェクト 全校規模に拡充	
令和6年度 ～ 令和7年度	・業務改善・労働安全衛生・ワークエンゲージメントを柱とした取組推進、好事例の市内横展開 ・全校の管理職と推進リーダーが参加する交流・研修会の定期開催（年間3回） ・文部科学省「公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業」採択 ・専門家（精神科医・教育行政学の有識者・臨床心理士・保健師・産業医）との連携 ・臨床心理士によるメンタルヘルス相談の充実 ・保健師による健康管理の充実

学校現場の実態と課題

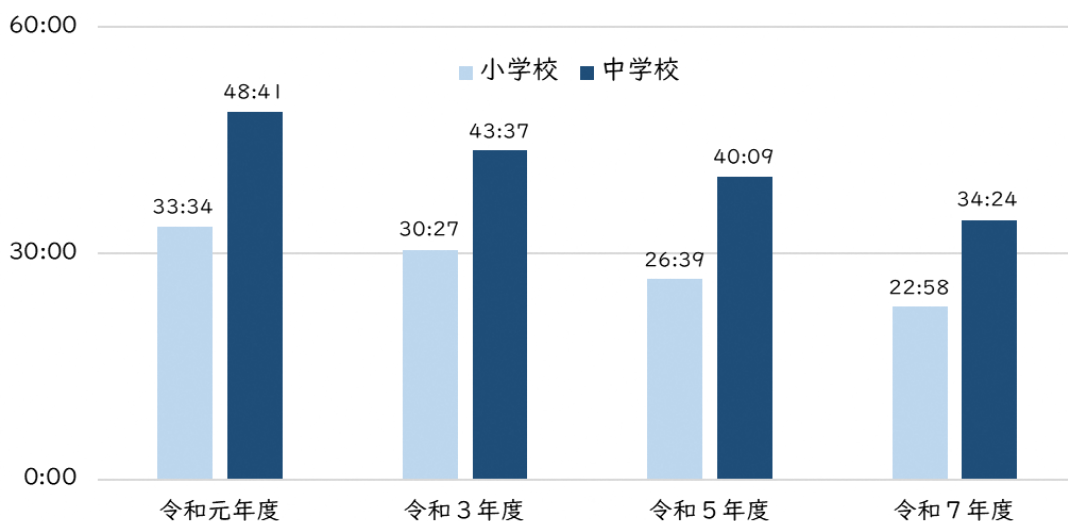
枚方市立学校ではこれまで、保護者・地域の方々をはじめとした、子どもたちを支えるすべての方々のご理解とご協力により、学校教育が支えられてきました。しかし現在、全国的に見て、学校が直面する課題が複雑化・困難化する中で、学校や教職員の負担は増大しています。学校現場においては、精神疾患による病氣休職者の増加や教員志願者の減少、人材不足による教職員の未配置等、学校教育の持続可能性を揺るがす事態が生じています。

実態Ⅰ

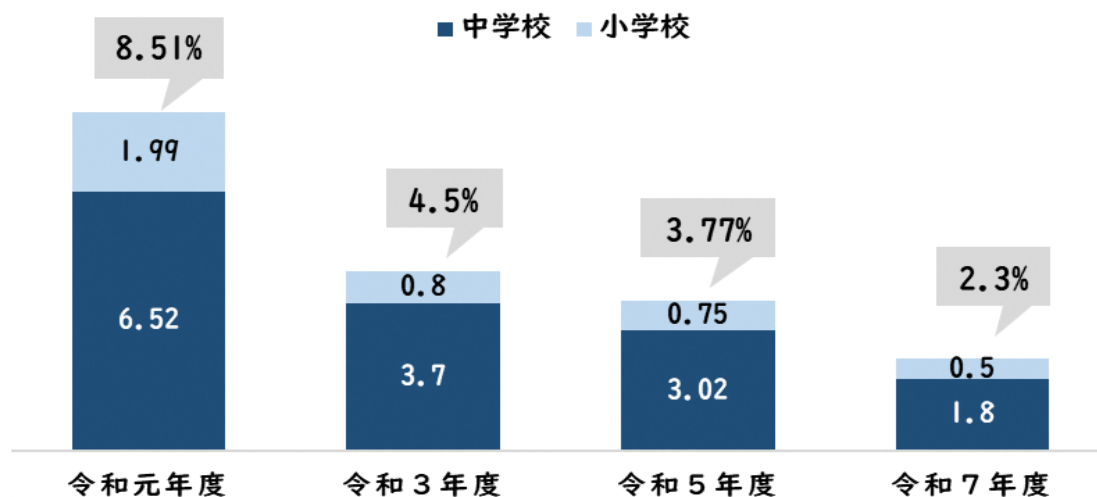
教職員の長時間勤務

本市では、これまでの働き方改革の取組により、枚方市立学校における教職員の時間外勤務の月当たりの平均時間が、これまでに約3割程度縮減しました（図④）。しかし、令和7年度の出退勤データでは、小学校平均が約23時間、中学校平均が約34時間と校種間で差があること、個別に見たときには産業医面談を必要とする1か月80時間を超える長時間勤務者が未だ2.3%いること（図⑤）から、教育委員会は今後、それらの課題に焦点化した取組を進めます。

【図④】時間外勤務平均の推移



【図⑤】 過労死ライン（80 h）を超える長時間勤務者の割合



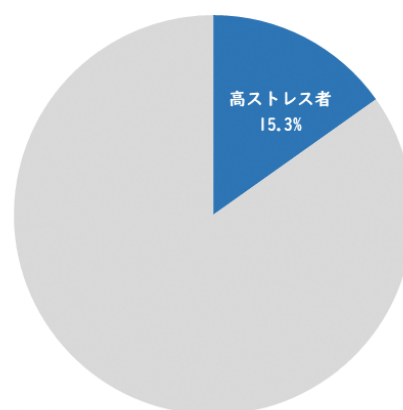
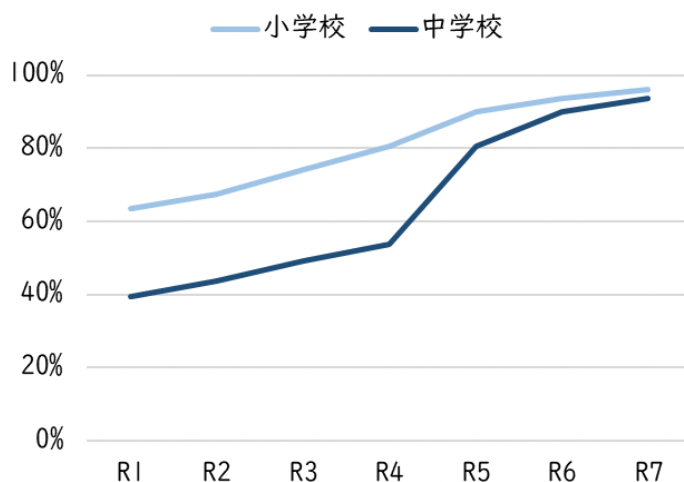
実態 2

教職員のメンタルヘルス

本市では、働き方改革の取組の一環として管理職の労務管理意識を高めることと、学校現場における労働安全衛生意識が高まり、ストレスチェックの受検率が年々向上してきました。今ではどの学校においても、集団分析結果を有効に活用できる状態となっています（図⑥）。しかし、高ストレス者が一定数いることから、教育委員会は今後、更なるメンタルヘルス対策の充実を進めます（図⑦）。

【図⑥】 ストレスチェックの受検率の推移

【図⑦】 高ストレス判定者数の割合
(令和7年度)

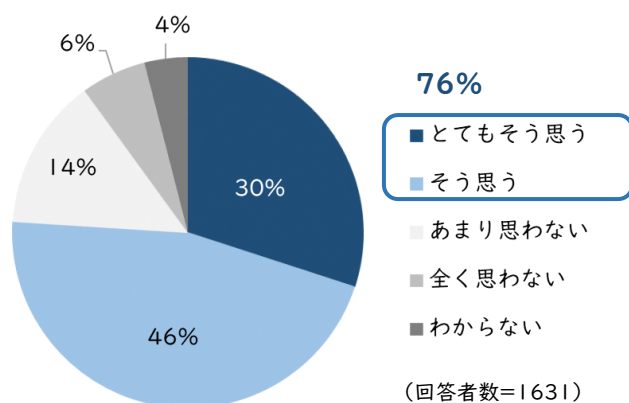


実態3

各校における組織的な取組

学校の働き方改革の組織的な取組について、令和7年度の学校教育自己診断のアンケート結果では、教職員の肯定的回答率は十分とは言えない状況です（図⑧、⑨）。そのため各校においては、年度毎に働き方改革の取組計画書を作成し、更なる取組推進を図っています。教育委員会は、今後も引き続き、学校が計画に基づいた組織的な取組を主体的に実行できるよう、支援します。

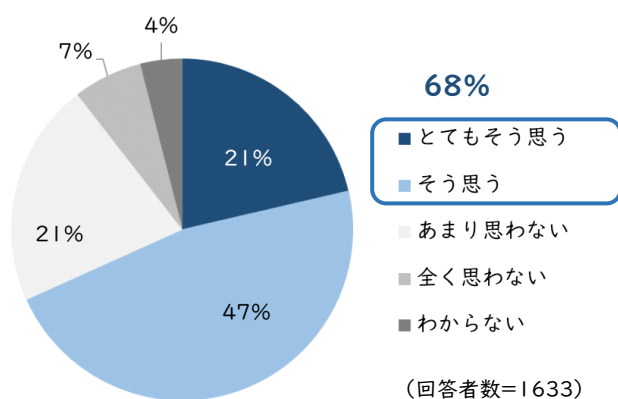
【図⑧】 労務管理に積極的に取り組んでいる管理職



「校長は、教職員の健康管理の徹底や超過勤務時間の縮減に向け、校内の業務改善を図り、教職員の働き方改革に取り組んでいる」

R7学校教育自己診断（教職員対象項目）

【図⑨】 働き方について教職員間で話し合っている学校



「学校は、教職員間で業務の在り方、見通しについて話し合う機会を設け、その話し合いも参考にしながら、業務の在り方の適正化を図っている」

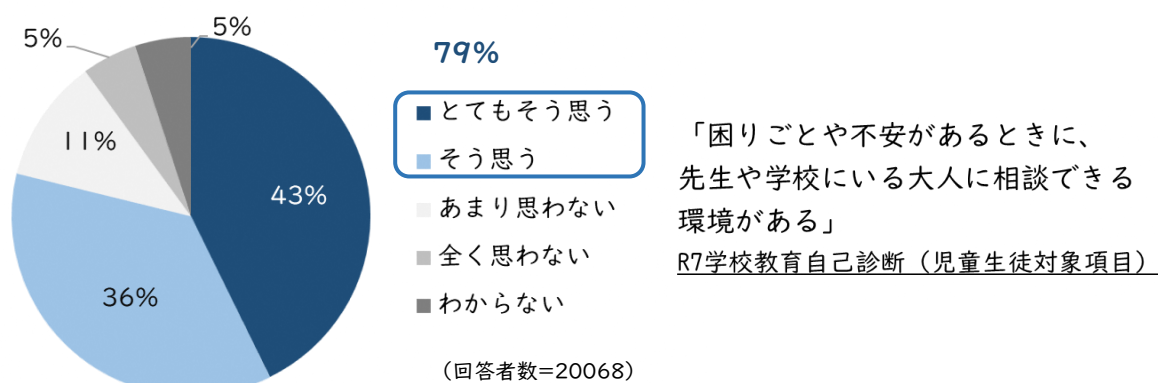
R7学校教育自己診断（教職員対象項目）

実態 4

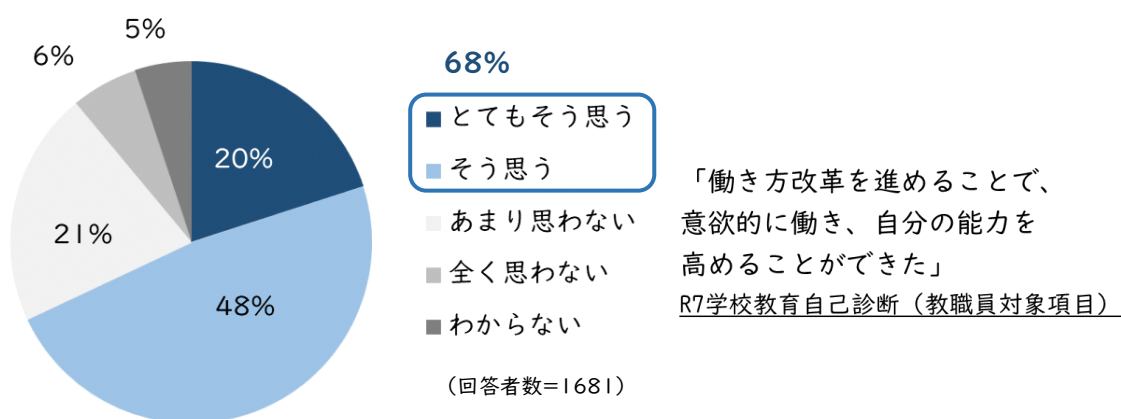
教育の質

学校における働き方改革の目的が、「子どもたちへのより良い教育の実現」であることは、「笑顔の学校」プロジェクトの取組の成果として、すでに全校の共通認識となっています。教育委員会は、これまでもプロジェクトの成果指標としてきた、子どもたちの安全で安心な学校生活の実現（図⑩）と教職員の働きがいの向上（図⑪）について、今後も引き続き注目し、更なる数値向上につながる取組・学校支援を進めます。

【図⑩】児童生徒と向き合う時間が確保できている



【図⑪】創出された時間を自己研鑽にあてることができる



2 働き方改革推進のための基本方針

めざす方向性

教育委員会は、教育目標である「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～」の実現に向け、学校の働き方改革の3つの基本方向を定め、取組を推進します。

これらのことは、子どもたちへのよりよい教育へとつながり、ひいては学校に関わる全ての人のウェルビーイングの実現へとつながります（図⑫）。

基本方向 1

教職員の労働時間の適正化及び一人ひとりの心身の健康保持の実現

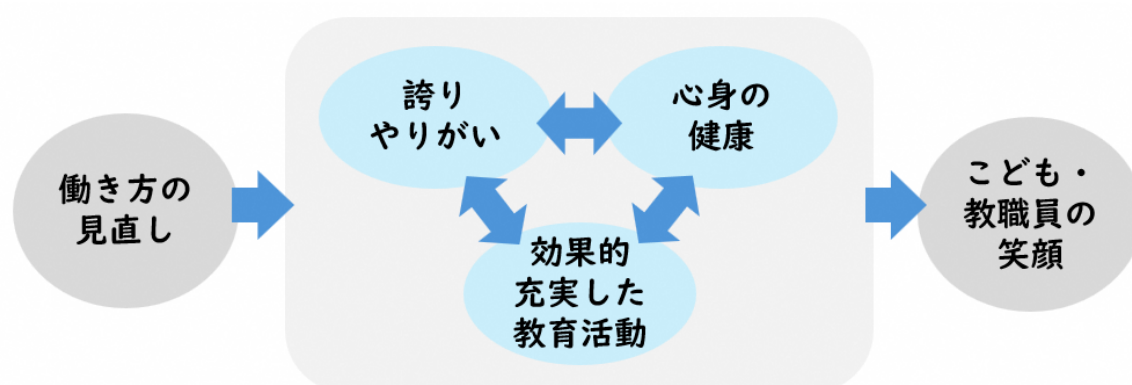
基本方向 2

「学びの専門職」として学び続けることができる環境の実現

基本方向 3

教職員一人ひとりが誇りややりがいを持って勤務できる環境の実現

【図⑫】働き方改革の好循環イメージ

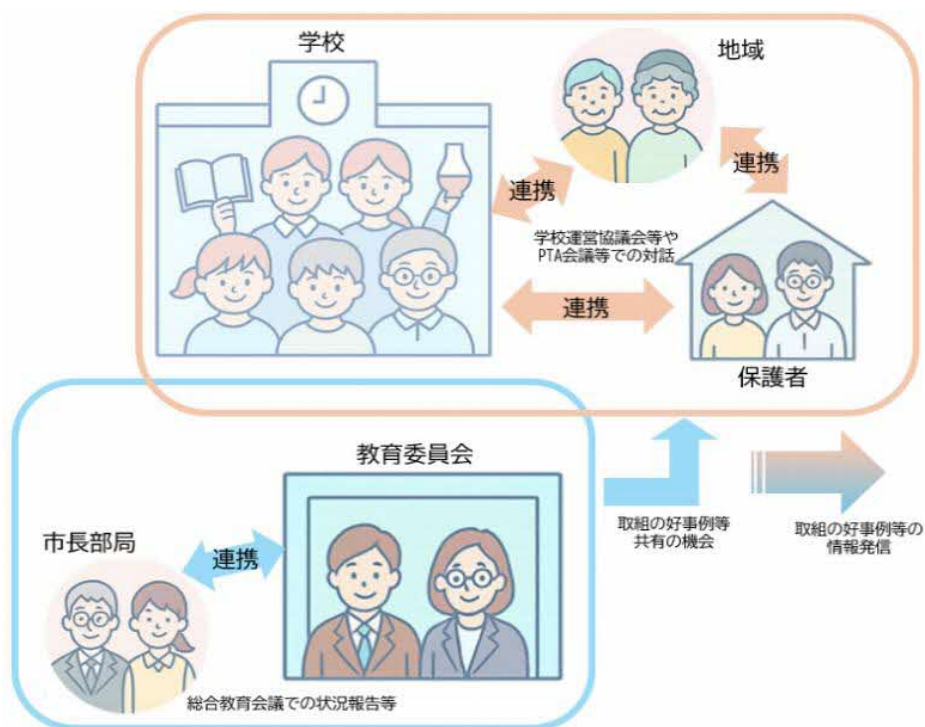


推進体制

学校は、教職員間で業務のあり方や見直しについて話し合う機会（業務改善委員会を校務分掌に位置付ける等）を設け、管理職はそれらの意見も参考にしながら取組の推進を図ります。

また、保護者・地域の方々からは、学校運営協議会等の話し合いの場で働き方改革についてのご意見をいただく等、校区や地域の実態に応じた連携を図ります。

教育委員会は、市長部局の関係各課と連携し、学校における働き方改革につながる人的支援、DX化、地域との協働等、必要な施策の推進を図ります。また、総合教育会議において、取組状況の報告を通して、学校の現状や課題を共有し、プランについて検証及び改善を重ねます。



3 計画期間

この計画は、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とします。

※毎年度進捗状況を点検

4 具体的な取組の重点・視点と成果指標

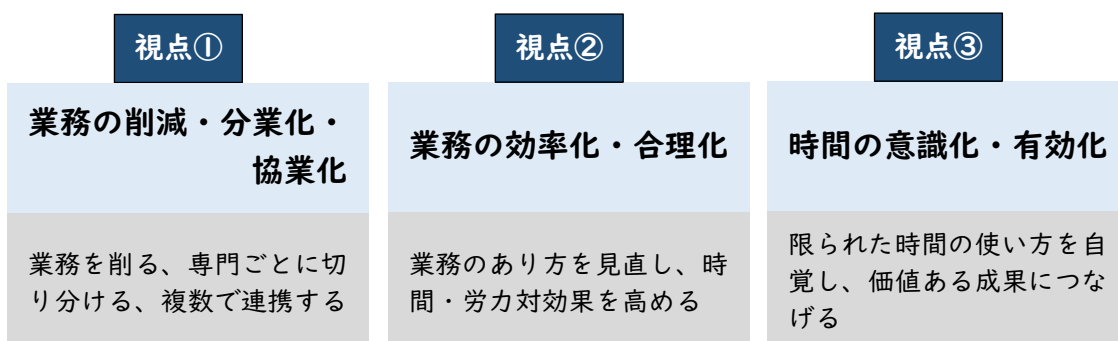
本市では、教職員のワークライフバランス、ウェルビーイングの観点から、働き方改革推進の柱として2つの重点と5つの視点を定め、学校における働き方改革を一層推進します。

文部科学省は、働き方改革を「教職の魅力向上」の手立ての1つと位置づけ、「長時間勤務の是正」「日々の生活の質や教職人生を豊かに」「学ぶ時間の確保」をキーワードとして挙げています。

本市としてもその趣旨を踏まえ、以下の指標の目標達成をめざします。

重点Ⅰ 教職員が働きやすい職場環境づくり（量的改善）

学校は自校の実情を踏まえ、できることを直ちに行うという考えのもと、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、業務のあり方の見直しを図る。



時間外勤務の縮減

1 か月の時間外勤務
の平均時間
小中学校共に
30 時間未満

R7 年度
小：23.0 h
中：34.4 h

1 か月の時間外勤務が
45 時間を超える教職員の割合
0 %

R7 年度
小：33.5 %
中：58.9 %

1 年間の時間外勤務が
360 時間を超える教職員の割合
0 %

R7 年度
小：28.8 %
中：49.7 %

ワークライフバランスの充実

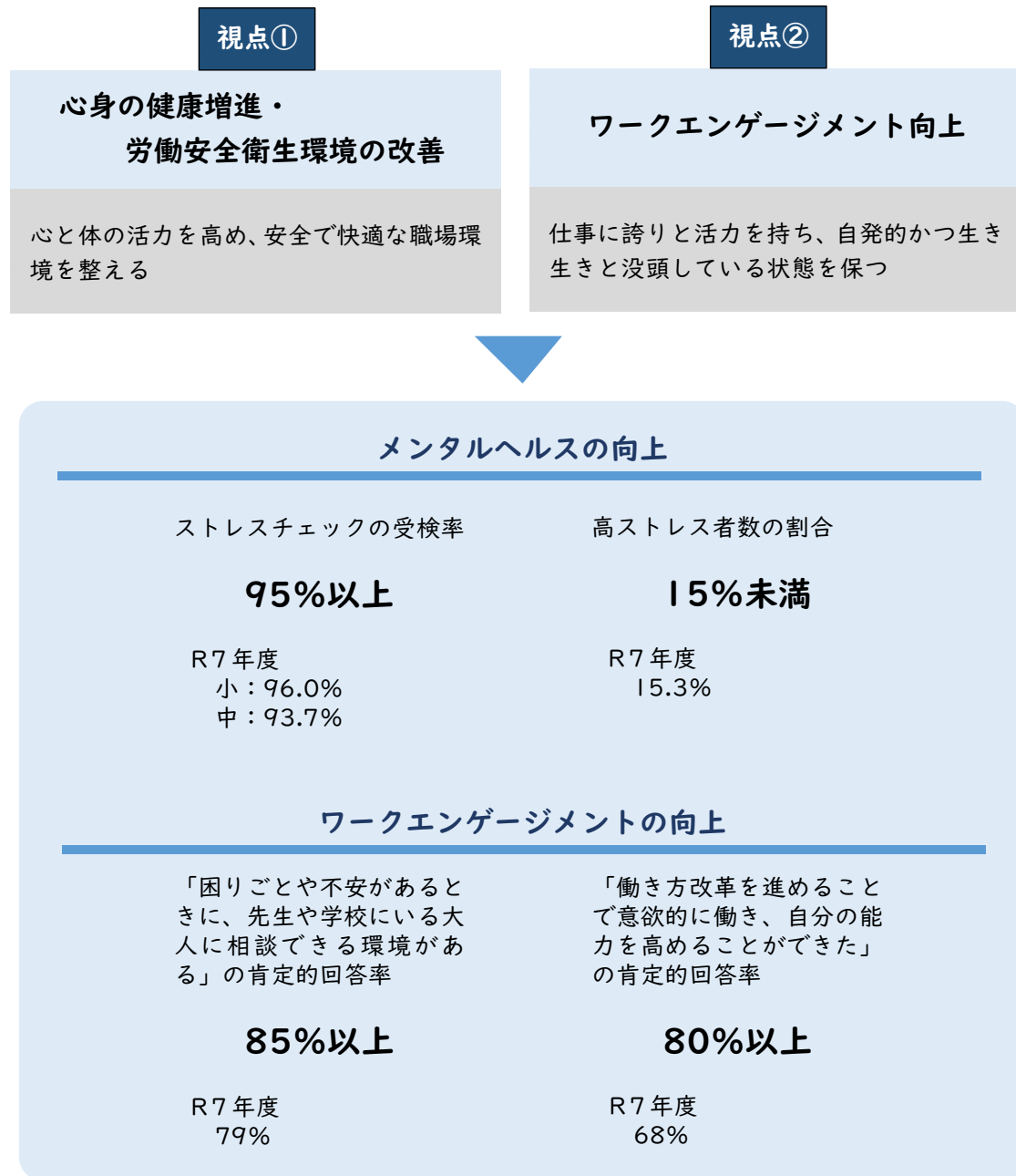
年次有給休暇の年間取得日数

16 日以上

R7 年度 小：17.1 日 中：16.4 日

重点2 教職員が働きがいを感じる職場環境づくり（質的改善）

学校は、心身ともに健康で持続可能なウェルビーイングの実現をめざし、快適な職場環境の形成を図る。



5 取組内容

教育委員会における「学校と教師の業務の3分類（文部科学省）」を踏まえた業務の見直し

文部科学省は、学校が担っている業務をその性質に応じて3つに分類し示しています（「業務の3分類」（図⑬））。

本市では、「学校以外が担うべき業務」について、これまでも保護者・地域の方々からのご協力を得ながら取り組んできました。今後においても、地域や学校の実情を踏まえ、各取組をどう推進していくか、検討を図ります。

教育委員会は、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、優先的に対応するもの、更なる推進を図るもの等の検討を行い、学校における働き方改革を支援します。また、市長部局や地域と連携し、それぞれの役割に応じた支援体制の充実を図り、学校の負担軽減につなげます。

学校は、地域や学校の実情に応じながら、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、業務の見直しを行います。

【図⑬】学校と教師の業務の3分類（文部科学省）

学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. 調査・統計等への回答
7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
8. ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
10. 校舎の開錠・施錠
11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮
12. 校内清掃
13. 部活動

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. 給食の時間における対応
15. 授業準備
16. 学習評価や成績処理
17. 学校行事の準備・運営
18. 進路指導の準備
19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

6 教育委員会による進捗管理・取組支援

主体性を重視した取組の促進

教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメントに関する研修を充実させる等、学校支援策を強化します。また、各学校の管理職のリーダーシップを発揮したマネジメントを促し、学校運営協議会における協議等や本計画に基づいた、教職員の働き方改革の取組推進につなげます。

保護者・地域との連携

教育委員会は、保護者・地域の方々等の協力により、教員が子どもたちと向き合う時間の確保につながった好事例を共有できる機会をつくる等、市内全体によりよい取組が広がるよう積極的な情報収集・発信を行います。また、学校

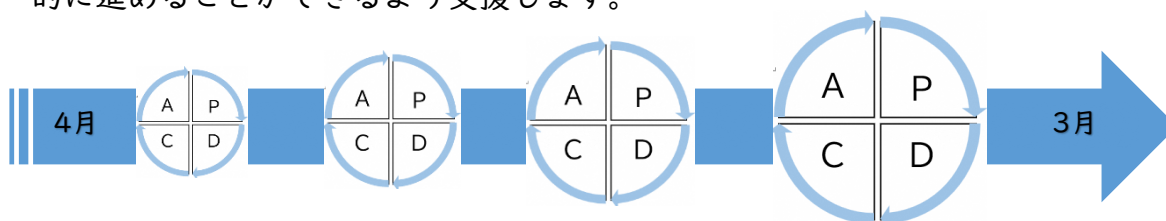
の現状と課題、取組による成果について、学校運営協議会等における学校からの情報共有を促すことで、保護者・地域の方々等との協働の推進につなげます。

状況把握と個別支援

教育委員会は、各学校の状況を確認し、本プランの内容に照らして課題が見られる時は、当該学校に聴き取り・指導等を行います。特に、時間外勤務が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り・休憩時間の確保等が課題となっている学校に対しては、当該年度中の速やかな状況改善をめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を行います。

適切な進行管理

教育委員会は、学校がスムーズにPDCAサイクルを回せるよう、全校参加の研修・取組交流会等の開催や、定期的な取組計画の確認等を通して進行管理を行います。また、保健師や臨床心理士の専門職からの情報発信をすすめ、課題を抱える学校には個別支援を行い、全ての学校が目標達成に向け取組を意欲的に進めることができるよう支援します。



目標達成状況の把握方法

時間外勤務の把握等については、出退勤管理システムを活用します。メンタルヘルスやワークエンゲージメントについては、ストレスチェックの結果や各校で行っている学校教育自己診断の結果から把握します。

結果の公表及び取組状況の報告

教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、市内各校の教職員の時間外勤務の状況を把握し、毎月の定例校長会で資料を提供します。また、年度末に同資料の枚方市HPでの公表を行うとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において取組状況を報告します。